令和８年度

神栖市の未来について語ろう！

市政懇談会
～豊かで活力みなぎる神栖市を目指して～

会議録

日　時：７月 30 日（木）午後６時 30 分から
場　所：波崎総合支所・防災センター
　　３Ｆ 防災研修室Ａ

ご意見･ご要望の一覧

項　　目	ページ
災害用備蓄品の保管場所・保管方法について	1
令和７年度の医療人材の実人数について	
救急医療対策に係る具体的な目標設定について	
波崎地区における雨水排水問題の解消について	2
基盤整備事業後の農地付近で発生する道路冠水の解消について	
ペット火葬の再開見込みについて	
通学区域外の小中学校への通学について	3
ハクビシンによる農作物被害の対策について	4
第一学校給食共同調理場の整備方針を建て替えから改修に変えた経緯について	5

神栖市の未来について語ろう

市政懇談会　～豊かで活力みなぎる神栖市を目指して～

ご意見等の要旨	回　　答	その後の対応
災害用備蓄品の保管場所について、避難スペースの近くに保管してはどうか。この際、屋外の倉庫等で保管すると備蓄品が埃で汚れてしまうため、屋内の空き部屋等で保管してはどうか。	関係部署等との協議や現地確認を行い、災害用備蓄品のより良い保管方法を検討していきます。	当日回答のとおり
令和７年度の医療人材の人数を伺いたい。	医療人材の実人数については、各医療機関ごとの集計を要するため、確認をして、後日回答します。	医療機関は、医師数や看護師数等に変更があった場合、管轄の厚生局に届出を行うこととなっており、その公表数値では、令和８年４月現在、36 施設で 108 人です。
鹿島地方事務組合消防本部管内における救急搬送時間の平均が、全国平均や茨城県平均よりも長いことは分かるが、これをどの程度短縮するのか、それによってどのような効果が得られるかなど、具体的な目標を持って施策に取り組んでほしい。	直近の鹿島地方事務組合消防本部管内における救急患者の病院収容までの平均所要時間が約52分であり、これが、救急搬送の迅速化や適切な医療提供体制の強化に向けた指標となりますので、引き続き、効率的な救急対応の実現に取り組んでいきます。	当日回答のとおり

ご意見等の要旨	回　　答	その後の対応
６月の台風の際、周辺の畑や波崎消防署前の道路が冠水した。波崎地区の雨水排水の問題を解決できるよう整備をしてほしい。	先日の台風による冠水被害については把握しています。全てではありませんが、現地の確認もいたしました。 波崎消防署周辺の道路冠水については、現在、本郷高野地区で行っている土地区画整理事業により大幅な改善を見込んでいますが、波崎地域全体の雨水排水の整備となると、膨大な時間と費用を要しますので、土地区画整理事業を活用しながら、波崎地区の雨水排水の問題を解決できるよう取り組んでいきます。	当日回答のとおり
基盤整備事業で地権者に引き渡された土地の近くに住んでいるが、畑の地盤が高いため、雨と一緒に流出した砂で排水路が埋まっている。水が流れないため、雨が降るたび自宅前の道路が冠水している状態である。何とかならないか。	道路冠水の状況は確認しています。現在、土地区画整理事業の中で海に排水するための排水路を整備しており、これが完成すると排水問題は改善されると思います。 畑から土砂が流出し排水路が埋まっている状況については、事業主体である茨城県に対応を要望します。	【補足回答】 土地改良事業施工期間中における排水路の土砂撤去については、事業主体である茨城県が 10 月以降に撤去を計画していると伺っています。
火葬炉の故障でペットの火葬ができないと言われたが、いつ復旧するのか。	現在、復旧に向けて手配をしているところです。 必要な施設であることは十分理解していますので、復旧まで、もうしばらくお待ちいただきますようお願いします。復旧しましたら、ホームページにてお知らせします。	当日回答のとおり

ご意見等の要旨	回　　答	その後の対応
通学区域外の小中学校への通学について、指定校変更の要件を緩和してほしい。	持ち帰って、一度検討します。	後日、学務課から下記のとおり回答しました。 【回答】 市では、「神栖市児童及び生徒の就学校に関する規則」に基づき、お住まいの住所により就学校を指定しています。 今回ご意見いただいた件については、現行の規則上、指定校変更の要件に該当しないため、変更は承認できません。 また、要件の緩和についても対応いたしかねますので、ご理解くださいますようお願いいたします。

ご意見等の要旨	回　　答	その後の対応
高野地区にハクビシンが出没し、農作物に被害が出ている。網で覆うなどの対策を講じているが、市としては、捕獲などの対策は検討しているか。	まずは、被害状況を調査し、その後、対策を検討していきます。	【補足回答】 ハクビシンは、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」により、原則として捕獲することが禁止されていますが、生活環境や農作物などに被害が発生し、追い払いなどの防除対策を行っても被害を防ぐことができない場合は、狩猟免許等を所持している方が、市の許可を得て捕獲できる場合がありますので、捕獲を検討される場合は、わなを設置する前に市役所環境課にご相談ください。

ご意見等の要旨	回　　答	その後の対応
第一学校給食共同調理場は、建て替えではなく改修すべきと判断した経緯を伺いたい。	整備方針を建て替えから改修に変更した理由は、大きく分けて２点あり、１点目は、市が自前で米飯を用意する必要がなくなったためです。市は、米飯の提供を２業者に委託していますが、２業者のいずれも事業を継続できないと聞き、米飯設備の整備を含めて第一学校給食共同調理場を建て替える計画でした。しかしながら、私の就任後に改めて米飯提供業者に意向を確認したところ、２業者とも事業を継続できることが確認できましたので、米飯設備の整備が不要となりました。 ２点目は、15 年後には、児童生徒数が現在の 7,700 人から 6,500 人に減少すると推計されており、現在３施設ある学校給食共同調理場を、将来的に１施設に集約できると考えたためです。３施設で給食を調理することを前提に第一学校給食共同調理場を建て替えるのではなく、改修して 15 年間運用し、15 年後、１施設に集約して建て替えるほうが費用負担を抑えることができると考えています。	当日回答のとおり